

9月20～26日は
動物愛護週間、
10月は飼い主マナー
向上推進月間です。

マナーを守って人も動物もしあわせに ～正しい知識と行動が動物愛護に繋がります～

1 病気の知識と予防

動物の病気や感染症などについて正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払いましょう。

3 迷惑防止

鳴き声や毛などの飛散、臭い、排泄物など、日頃から周囲の人への配慮を心掛けましょう。

5 身元表示(所有明示)

飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、マイクロチップなどを付けましょう。



守ろう！ 飼い主の7か条

飼い主になるということは全てに責任をもつことです。「ペットの命を預かる責任」、「ルールやマナーを守り、周辺地域に迷惑をかけない責任」を果たしましょう。

2 繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて管理ができなくなることのないように不妊・去勢手術をしましょう。

4 逸走防止

動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとりましょう。



6 災害対策

備蓄品の準備や避難訓練、日常生活におけるしつけなどをしておき、災害時には同行避難しましょう。



7 終生飼養

動物の種類や習性などを正しく理解し、動物がその命を終えるまで飼い続けましょう。

猫にエサを与える前に考えよう！

✿ その猫を飼うことができますか？ ✿

猫に定期的にエサをあげると、自分でエサを探す方法を学ぶ機會を奪うことになります。その子の命が全うするまで責任が持てますか？

✿ その猫は本当にお腹が減っていますか？ ✿

飼い猫がエサを食べた後に散歩しているだけかもしれません。猫自身が自力でエサをとっているかもしれません。適量以上のエサを与えると病気につながることもあります。

✿ 猫の糞尿や爪とぎで困っている人はいませんか？ ✿
猫の糞尿で庭や畑が荒れてしまったり、爪とぎで車を傷つけられて困っている人もいます。「エサを与えること」と「トイレの片付け」はセットです。



✿ 猫の幸せはなんでしょうか？ ✿

エサをもらい、生活のサイクルが安定すると繁殖も容易になります。しかし、屋外で生活する子猫は感染症にかかりやすく、交通事故や野生動物に襲われることも多くあります。屋外で生活する猫が増えることはいいことなのでしょうか？

市のホームページをごらんください

★迷子のペット情報(保護・逸走)

★猫が庭などに入らないようにする方法 など
(環境衛生課窓口にもリーフレット等があります。)

Q 自宅などの敷地内で、のら猫や鳥などの動物が亡くなっていた場合は？

A 土地の所有者または管理されている人が処理することになります。素手で触らないよう取扱うとともに、黒いビニール袋などに入れた上、指定ごみ袋(可燃ごみ)に入れて排出してください。

市道や公園などの市の施設の場合は市役所、国道の場合は日立国道事務所(☎ 0294-23-3455)へご連絡ください。

■犬や猫などの相談や困りごとは…

茨城県動物指導センター ☎ 0296-72-1200

■問合せ 環境衛生課 ☎ 23-7031